

成年後見等の申立てについて

チェックシートとチャート



この冊子は、チェックシートとチャート（作業の流れ図）で構成されています。

申立てにあたっては、チャートの順番に従って作業を進め、必要書類が準備できるごとに、チェックシートの「申立人チェック欄」に「✓」印をつけてください。

申立ての際には必要書類と共に、チェックシートもご提出ください。

以上のことにより、必要な資料の漏れを防ぎ、手続を速やかに進めることができますので、ご協力をお願いします。

神戸家庭裁判所

神戸家庭裁判所管内支部，出張所

チェックシート

後見用

※ 個人番号(マイナンバー)の表示がないも

のを提出してください。

番号	書類, 資料の名称	チャートの 該当ページ	申立人 チェック欄	裁判所 使用欄
申立書類, 身分関係資料等				
①	後見開始等申立書【書式1】	10		
②	申立事情説明書【書式5】	10		
③	親族関係図【書式6】	10		
④	親族の意見書(※推定相続人の範囲でそろえてください。) 【書式7】	10		
⑤	後見人等候補者事情説明書【書式8】	10		
⑥	本人情報シート(成年後見制度用)(※できる限り準備してください。) 【書式9】	6		
⑦	診断書(成年後見制度用)【書式10】	7		
⑧	鑑定についてのおたずね【書式11】	7		
⑨	戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)(申立人, 本人について)	8		
⑩	住民票(候補者, 本人について)	8		
⑪	登記されていないことの証明書(本人について)	8,9		
⑫	財産目録(本人の財産について)【書式12】	12~		
⑬	相続財産目録(※本人が相続人となっている相続財産がある場合) 【書式13】	16		
⑭	収支予定表(本人の収支について)【書式14】	17~		
本人の財産, 収支, 健康状態等に関する資料(⑮は原本, それ以外はコピーを提出してください。)				
⑮	預貯金通帳, 残高証明書	12		
⑯	有価証券等に関する資料(取引残高報告書など)	13		
⑰	保険に関する資料(保険証書, 契約書, 保険会社からの通知書など)	13		
⑱	不動産の登記全部事項証明書(登記簿謄本)(原本)	14		
⑲	固定資産評価証明書, 固定資産税課税明細書(通知書), 固定資産課税証明書	14		
⑳	負債に関する資料(金銭消費貸借契約書, 返済明細書など)	15		
㉑	遺産に関する資料(被相続人名義の通帳, 遺産分割協議書(案)など)	16		
㉒	収入に関する資料(年金額決定通知書, 源泉徴収票, 確定申告書控えなど)	17		
㉓	水道光熱費・家賃・保険料に関する資料(領収書, 契約書など)	18		
㉔	医療費・施設費に関する資料(領収書など)	18,19		
㉕	税金・社会保険料等に関する資料 (保険料決定通知書, 固定資産税納税通知書, 特別徴収税額通知書など)	20		
㉖	その他の財産・その他の支出(家族扶養料, 定期的な支出, 負債の返済など) に関する資料	20,21		
㉗	本人の健康状態に関する資料 (精神障害者手帳, 身体障害者手帳, 療育手帳, 介護保険被保険者証など)	10		
手数料等(※必ず申立書と一緒に提出してください。)				
⑳	収入印紙 【申立手数料】800円分(申立書に貼りつける。) 【登記手数料】2600円分(申立書に貼らずに提出してください。)	22		
㉙	郵便切手 3600円分 【内訳: 500円…3枚, 100円・84円・10円・5円・1円…各10枚, 20 円…5枚】	22		

(裁判所使用欄) 管轄 申立権 費用負担上申

チェックシート

補助用

※ 個人番号(マイナンバー)の表示がないものを提出してください。

番号	書類、資料の名称	チャートの 該当ページ	申立人 チェック	裁判所 使用欄
申立書類、身分関係資料等				
①	補助開始等申立書【書式1】	10		
②	代理行為目録(※代理権付与の申立てをする場合)【書式2】	10		
③	同意行為目録(※同意権付与の申立てをする場合)【書式3】	10		
④	同意書(補助用)【書式4-2】	10		
⑤	申立事情説明書【書式5】	10		
⑥	親族関係図【書式6】	10		
⑦	親族の意見書(※推定相続人の範囲でそろえてください。) 【書式7】	10		
⑧	後見人等候補者事情説明書【書式8】	10		
⑨	本人情報シート(成年後見制度用)(※できる限り準備してください。) 【書式9】	6		
⑩	診断書(成年後見制度用)【書式10】	7		
⑪	鑑定についてのおたずね【書式11】	7		
⑫	戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)(申立人, 本人について)	8		
⑬	住民票(候補者, 本人について)	8		
⑭	登記されていないことの証明書(本人について)	8,9		
⑮	財産目録(本人の財産について)【書式12】	12~		
⑯	相続財産目録(※本人が相続人となっている相続財産がある場合) 【書式13】	16		
⑰	収支予定表(本人の収支について)【書式14】	17~		
本人の財産、収支、健康状態等に関する資料(⑳は原本, それ以外はコピーを提出してください。)				
⑱	預貯金通帳, 残高証明書	12		
⑲	有価証券等に関する資料(取引残高報告書など)	13		
⑳	保険に関する資料(保険証書, 契約書, 保険会社からの通知書など)	13		
㉑	不動産の登記全部事項証明書(登記簿謄本)(原本)	14		
㉒	固定資産評価証明書, 固定資産税課税明細書(通知書), 固定資産課税証明書	14		
㉓	負債に関する資料(金銭消費貸借契約書, 返済明細書など)	15		
㉔	遺産に関する資料(被相続人名義の通帳, 遺産分割協議書(案)など)	16		
㉕	収入に関する資料(年金額決定通知書, 源泉徴収票, 確定申告書控えなど)	17		
㉖	水道光熱費・家賃・保険料に関する資料(領収書, 契約書など)	18		
㉗	医療費・施設費に関する資料(領収書など)	18,19		
㉘	税金・社会保険料等に関する資料 (保険料決定通知書, 固定資産税納税通知書, 特別徴収税額通知書など)	20		
㉙	その他の財産・その他の支出(家族扶養料, 定期的な支出, 負債の返済など) に関する資料	20,21		
㉚	本人の健康状態に関する資料 (精神障害者手帳, 身体障害者手帳, 療育手帳, 介護保険被保険者証など)	10		
手数料等(※必ず申立書と一緒に提出してください。)				
⑳	収入印紙【申立手数料】 補助開始+代理権付与又は同意権付与…1600円分(申立書に貼りつける。) 補助開始+代理権付与+同意権付与…2400円分(申立書に貼りつける。) 【登記手数料】 2600円分(申立書に貼らずに提出してください。)	22		
㉑	郵便切手 4600円分【内訳: 500円・20円…各5枚, 100円・84円・ 10円・5円・1円…各10枚】	22		

(裁判所使用欄) 管轄 申立権 費用負担上申

申立書等を作成する前に

申立書等を作成する前に、必ず、以下の点を確認してください。

- 1 申立てをすると、家庭裁判所の許可を得なければ取り下げることができません。

例えば、申立人が希望する候補者が成年後見人等に選任されそうにないという理由では、原則として取下げは認められません。

- 2 誰を成年後見人等に選任するかは、家庭裁判所が判断しますので、申立ての際に挙げられた候補者が選任されるとは限りません。

また、誰を成年後見人等に選任するかという家庭裁判所の判断については、不服申立てをすることはできません。

- 3 成年後見人等の仕事は、申立てのきっかけとなった問題が解決したら終わりというものではありません。本人が病気などから回復し判断能力を取り戻したり、亡くなるまで、成年後見人等の仕事は続きます。

1-2 次に～医師に診断書等を作成してもらう

主治医または他の医師（※1）に、「申立て書式集」につづられている

- ・「診断書（成年後見制度用）の作成を依頼された医師の方へ」
- ・「本人情報シートについて」
- ・「診断書（成年後見制度用）」【書式10】
- ・「診断書記載ガイドライン」
- ・「鑑定についてのおたずね」【書式11】

に加え、1-1で福祉関係者が作成した

- ・「本人情報シート」（原本）【書式9】

を渡して、「診断書（成年後見制度用）」の作成を依頼してください。

「診断書（成年後見制度用）」の内容によって、申立ての種類（補助、保佐、後見）（※2）や必要な書類が異なりますので、必ず診断書を取ってから申立書等を作成するようにしてください（※3）。

なお、原則「鑑定」が必要ですが、事案によっては不要となる場合があります。

※1 診断書を作成する医師は、本人の精神状況について医学的見地から判断することができる医師であれば、精神科医である必要はありません。

※2 診断書の「3 判断能力についての意見」の欄の記載を参考にして、成年後見のどの種類で申し立てるかを検討し、裁判所に申立てをしてください。

申立ての種類の判断の目安は以下のとおりです。

- ・「支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断をすることが難しい場合がある」⇒ **補助開始**の申立て
- ・「支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断をすることができない」⇒ **保佐開始**の申立て
- ・「支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断をすることができない」⇒ **後見開始**の申立て

※3 診断書は、診断日から3か月以内のものを提出してください。

2 次に～役場や法務局から必要書類を取り寄せる

※いずれの書類も、発行日から3か月以内のものを提出してください。

※申請の手数料や方法は、市区町村により異なりますので、事前に当該市区町村にお問い合わせください。

裁判所には個人番号（マイナンバー）の表示のないものを提出してください

1 市区町村役場に請求する書類

【本人について】

戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）

請求先：本人の本籍のある市区町村役場

住民票

請求先：本人の住民登録（住民票の登録）のある市区町村役場

証明事項：世帯全員（記載事項が省略されていないもの）

【申立人について】

戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）

請求先：申立人の本籍のある市区町村役場

※本人との関係（四親等内の親族であること）が分かる戸籍謄本等が全て必要です。

※申立人が本人と同じ戸籍の場合は不要です。

【候補者について】

住民票

請求先：候補者の住民登録（住民票の登録）のある市区町村役場

証明事項：世帯全員（記載事項が省略されていないもの）

2 法務局に請求する書類

【本人について】

登記されていないことの証明書

(1) 申請できる人：本人、本人の配偶者または四親等内の親族

(2) 申請書の書き方（※申請書は「申立て書式集」につづられています）

・「証明を受ける方」欄は、本人についての事項（①～④）をすべて記入してください。戸籍謄本や住民票を確認の上、正確にご記入ください。

・「証明事項」欄は、成年後見制度を初めて利用される場合には、

成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がない。

にチェックしてください。

(3) 費用

1通につき300円分の収入印紙（申請書に貼ってください）

(4) 申請先と添付書類

申請には、「窓口申請」と「郵送申請」の二つの方法があります。

ア 窓口申請の場合

①申請先：全国の法務局・地方法務局の本局

※本人の住所地や本籍地にかかわらず、全国の法務局・地方法務局の本局で申請できます（支局では申請できません）。

◆神戸地方法務局（本局）

〒650-0042 神戸市中央区波止場町1-1 神戸第二地方合同庁舎
（JR「三ノ宮」駅，阪急・阪神「神戸三宮」駅から南西へ徒歩約15分）

Tel 078-392-1821（代表→戸籍課・成年後見登記係に）

◆大阪法務局

〒540-8544 大阪市中央区谷町2-1-17 大阪第2法務合同庁舎
（地下鉄谷町線「天満橋」駅下車3番，4番出口徒歩5分
京阪「天満橋」駅下車14号階段徒歩8分）

Tel 06-6942-9459（戸籍課直通→成年後見登記係に）

②申請に当たって必要な書類など

【本人が申請する場合】

- ・本人確認書類（運転免許証，パスポート，健康保険証など）

【本人以外（本人の配偶者、四親等内の親族）が申請する場合】

- ・本人との関係がわかる戸籍謄抄本等（※）
- ・申請者の本人確認書類（運転免許証，パスポート，健康保険証など）

イ 郵送申請の場合

①申請先

〒102-8226

東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎
東京法務局民事行政部後見登録課

TEL 03-5213-1234（代表），03-5213-1360（直通）

②申請に当たって必要な書類など（申請書を送る際に同封するもの）

【本人が申請する場合】

- ・本人確認書類（運転免許証，パスポート，健康保険証など）のコピー

【本人以外が申請する場合】

- ・本人との関係がわかる戸籍謄抄本等（※）
- ・申請者の本人確認書類（運転免許証，パスポート，健康保険証など）のコピー

※申請書に添付する戸籍等抄本等は還付（返却）を受けることができます。詳しくは、東京法務局のホームページをご覧ください。

3 申立書等を作成する

申立て書式集にある各書式の記載例を参考に記載してください。

「申立書」に記入する 【書式1】

申立書は、「申立て書式集」にあります。必要な事項を簡潔に記載してください。

本人の住民票上の住所と実際に住んでいるところが異なる場合は、**両方を記入**してください。

保佐の申立ての場合、必要に応じて、「代理権付与」「同意権付与」の申立てを行ってください【書式1】・【書式2】・【書式3】。本人以外の方が「代理権付与」の申立てをする場合は、本人の同意書（保佐用）【書式4-1】も一緒に提出してください。

補助の申立ての場合、必ず、「代理権付与」「同意権付与」の申立てのうちいずれか一方、または両方の申立てを行ってください。本人以外の方が補助の申立て等をする場合は、本人の同意書（補助用）【書式4-2】も一緒に提出してください。

「申立事情説明書」に記入する 【書式5】

申立人（申立人が記載できないときは、本人の事情をよく理解している方）が記載してください。

「4 福祉に関する認定の有無等について」で各欄にチェックした場合は、以下の資料を添付してください。

- ・各種手帳の全ページのコピー
- ・要介護度がわかる介護保険被保険者証などのコピー

「親族関係図」に、本人の推定相続人全員（配偶者、子、親、兄弟姉妹等）を記入する

【書式6】

この制度は本人の財産管理に関するものであるため、裁判所は、原則として、本人の推定相続人全員の意向等を確認することとしています。

「親族の意見書」に、本人の推定相続人全員（配偶者、子、親、兄弟姉妹等）が記入する

【書式7】

本人の推定相続人全員の意見書がそろっていると、手続を早く進めることができます。意見書を提出することが難しい推定相続人については、その理由を「申立事情説明書」の7ページに記入してください。

「後見人等候補者事情説明書」に候補者が記入する 【書式8-1】

候補者自身が、「成年後見人Q&A」を熟読した上で、記入してください。

なお、候補者が、必ず成年後見人等に選任されるとは限りません。本人の財産内容が多額または複雑であったり、親族間で身上監護や財産管理の方針について対立や紛争があるなどの場合は、裁判所の判断により、弁護士、司法書士、社会福祉士などの第三者の専門家を選任することがありますので、ご了承ください。

例) 金銭消費貸借契約書, 合意書, 判決・和解調書等の債務名義
など

財産目録に記入

7 1～6以外の財産(その他の財産※)はありますか

ない → 次へ

必要書類を準備する

→

財産目録に記入する

ある →

必要書類

・財産の内容がわかるもの

例) 自動車検査証, 貴金属類リストと貴金属類の写真, 契約書
等

財産目録に記入

※その他の財産

例) 自動車, 貴金属類, 借地権, 借家権など

8 負債(借金)はありますか

ない → 次へ

必要書類を準備する

→

財産目録に記入する

ある →

必要書類

・負債の内容(債権者名, 債務の総額, 債務の残額, 月々の返済額
など)がわかるもの

例) 金銭消費貸借契約書, 金融機関から送られてくる償還表,
督促の書面

財産目録に記入

※これまでに本人に代わって支払った金員(立替払いした入院

費，生活費など）の清算を求める場合，この負債欄に記入してください。

※清算が認められるかどうかは，①本人のために必要な支出か，②金額が相当であるか，③立替えを裏付ける資料があるかななどを総合的に判断して決めることとなります。③の資料がない場合，原則として，清算は認められませんので，ご注意ください。

9 遺産分割未了の相続財産（本人が相続人となっている遺産）はありますか

ない → 「5 収支予定表を作成し，資料を添付する」へ

必要書類を準備する → 相続財産目録に記入する

ある →

必要書類

- 遺産の内容がわかるもの，遺産分割協議書（案）
例）土地・建物の登記全部事項証明書，被相続人名義の通帳，有価証券の取引残高報告書
- 遺産の価額（評価額）がわかるもの
例）固定資産評価証明書，固定資産税課税明細書，固定資産課税証明書

5 収支予定表を作成し、資料を添付する

- 1 以下の質問に答えながら、必要書類をそろえ、収支予定表【書式14】を作成してください。
- 2 収支予定表に記載する金額は、月額を記入してください。
※数か月分や1年間分をまとめて支払ったり、1年間に数回受け取る場合などは、月額に換算した金額を記入してください。
- 3 各必要書類はコピーを取り、コピーの方を提出してください。
- 4 コピーを取る際は、必ず、「コピーの取り方」（申立て書式集にあります。）を参考にしてください。

1 収入はありますか

ない → 次へ

ある →

必要書類を準備する

→

収支予定表に記入する

必要書類（収入の内容と金額が分かるもの）

- 1 年金収入がある場合
 - ・年金額決定通知書，年金額改定通知書，年金振込通知書（毎年6月頃に郵送される通知書）
- 2 給与，役員報酬がある場合
 - ・源泉徴収票，給与明細書など
- 3 自営業の場合
 - ・確定申告書控え，納税通知書など
- 4 賃料収入がある場合
 - ・賃貸借契約書，確定申告書控え
- 5 その他の収入がある場合
 - ・金額と支払者がわかるもの

収支予定表に記入

- ・年金，給与から保険料などが特別徴収（控除）されている場合，特別徴収（控除）後の金額を記入してください。

2 収入の合計（月額）・（年額）を記入する。

3 生活費のうち，食費・日用品などの支出はありますか

ない → 次へ

収支予定表に記入する

ある →

【本人が主に自宅で生活している場合】

- ・ 本人一人分の生活費を記入してください。
※同居家族がいる場合、食費については家族の人数で割るなどして、本人一人分の金額を記入してください（大まかな金額で結構です）。

【本人が施設や病院に入所・入院している場合】

- ・ 施設や病院での生活費（食費や日用品など）は、
施設の場合は「No.6 施設費」
病院の場合は「No.7 入院費・医療費・薬代」
にそれぞれ計上してください。
- ・ 本人が扶養している親族の生活費等は、「その他」欄に「家族扶養料」として計上してください。

4 生活費のうち、水道・光熱費、通信費等の支出はありますか

ない → 次へ

必要書類を準備する

→

収支予定表に記入する

ある →

必要書類

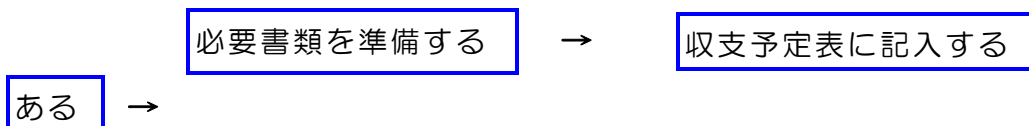
- ・ 直近2か月分の領収書
※口座引落しの場合で、通帳に「電気」「水道」「NHK受信料」などと記載されており、何の支払いかわかるときは、通帳のコピーの提出で代えることができます（通帳が財産目録の必要書類と重複する場合は不要です）。

収支予定表に記入

- ※本人が施設や病院に入所・入院している場合で、自宅の水道・光熱費を支払っているときは、この欄に計上してください。

5 療養費のうち、施設費（施設での食費も含む）の支出はありますか

ない → 次へ

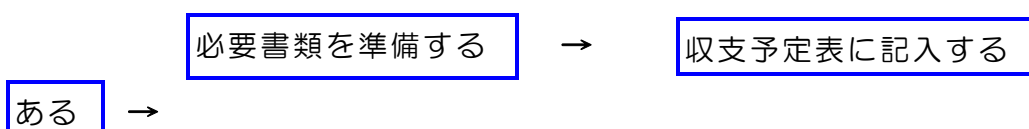


必要書類

- ・ 賃貸借契約書など

8 税金（固定資産税・所得税・住民税など）の支出はありますか

ない → 次へ

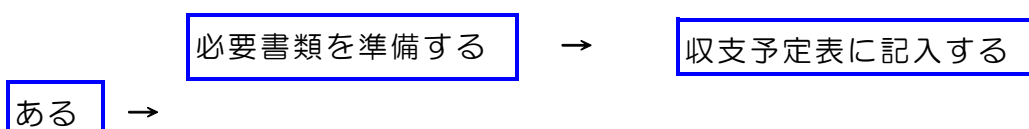


必要書類

- ・ 税額が記載されたもの
例）固定資産税納税通知書

9 保険料（生命保険・損害保険・火災保険など）の支出はありますか

ない → 次へ



必要書類

- ・ 保険契約の内容（種類や保険料など）がわかるもの
- ・ 社会保険料や税額がわかるもの
例）保険料決定通知書，特別徴収税額決定・変更通知書，源泉徴収票

※財産目録の必要書類と重複する場合は不要です。

収支予定表に記入

- ・ 社会保険料が特別徴収（控除）されている場合は，金額を記入しないでください。

10 負債の返済はありますか

ない → 次へ

ある → 必要書類を準備する → 収支予定表に記入する

必要書類

- ・ 負債の内容や返済額がわかるもの
※財産目録の必要書類と重複する場合は不要です。

11 上記以外に定期的な支出はありますか

ない → 次へ

ある → 必要書類を準備する → 収支予定表に記入する

必要書類

- ・ 支出の内容と金額が分かるもの
※口座引落しの場合で、通帳の記載から何の支払いかわかるときは通帳だけで結構です（財産目録の必要書類と重複する場合は不要です）。

12 支出の合計（月額）・（年額）を記入する。

13 収支月額（収入月額－支出月額）、収支年額（収入年額－支出年額）を記入する。

＋・－はいずれかに○をしてください。

6 最後に～手数料等の用意，書類の最終確認をする

手数料等を用意する

※収入印紙及び郵便切手は，神戸家庭裁判所内（支部・出張所も含む。）では販売しておりませんので，郵便局などをご利用ください。

収入印紙

下表の「申立ての組み合わせ」に応じて，申立手数料と登記手数料の両方を提出してください。

※必ず，申立書と一緒に提出してください。

※申立手数料分と登記手数料分は合算して購入せず，分けられるようにしてください（登記手数料分2000円1枚，600円1枚と下表に応じた申立手数料分を購入してください。）

※申立手数料分は，申立書1ページ上部の所定欄に貼りつけてください（押印・消印はしないでください。）。

※登記手数料2600円分（2000円1枚，600円1枚）は，申立書などに貼らずに提出してください。

申立ての組み合わせ	申立手数料	登記手数料
後見.....	800円	一律
保佐.....	800円	
保佐＋代理権付与，保佐＋同意権付与.....	1600円	2600円
保佐＋代理権付与＋同意権付与.....	2400円	
補助＋代理権付与，補助＋同意権付与.....	1600円	
補助＋代理権付与＋同意権付与.....	2400円	

郵便切手

後見の申立て…3600円分

保佐・補助の申立て…4600円分

（内訳）

500円切手…3枚（保佐・補助の申立ての場合，5枚）

100円切手・84円切手・10円切手・5円切手・1円切手…各10枚

20円切手…5枚

※必ず，申立書と一緒に提出してください。

鑑定料

鑑定を行うことになれば，鑑定料が必要になります（申立時に予納する必要はありません。）。

